

## 環境に関する補助金制度について

### 合併処理浄化槽設置補助

**補助対象者** 生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、農業集落排水事業の処理対象区域を除く個人の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する人（新築及び単独浄化槽または汲み取り式から合併処理浄化槽へ切り替えをする人）。なお、伊佐市内に事業所を置いている業者が施工したものに限り 10 万円の上乗せ補助を実施しています。

**補助金の額**

人槽	基準額	上乗せ補助額	合計補助金額
5 人槽	332,000 円	100,000 円	432,000 円
7 人槽	414,000 円	100,000 円	514,000 円
10 人槽	548,000 円	100,000 円	648,000 円

※平成 21 年度以前に合併処理浄化槽を設置し補助金の交付を受けた人は対象となりません。

### 太陽光発電システム設置補助

**補助対象者** 次の全ての要件を満たし、市税を滞納していない人

- ①自ら居住する伊佐市内の既存住宅及び新築住宅に、太陽光発電普及拡大センター（以下 J-PEC という）が実施する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の対象となる太陽光発電システムを設置する人または当該発電システムを設置済の建売住宅を購入する人。
- ②平成 22 年 4 月 1 日以降に申請した J-PEC の太陽光発電システム設置補助金の決定通知を受けた人。
- ③伊佐市内に事業所を有し、地元従業員を雇用している施工業者を利用して設置する人。  
※平成 22 年度においては、伊佐市内の取扱店に発注し、市外の施工業者により設置する場合も補助対象とします。

**補助金の額** 太陽電池モジュールの公称最大出力 1 kw あたり 4 万円。限度額 15 万 9 千円（4kw 未満）。1,000 円未満の端数が生じたときは切り捨てた額となります。

※予算を超える場合など、補助金を交付することができないこともあります。

### 生ごみ処理機購入補助

**補助対象者** 伊佐市内に居住し、電動生ごみ処理機または堆肥化容器（コンポスト）を購入する人。

**補助金の額** ○購入金額 4 万円未満のもの 2 分の 1 補助

（ただし、2 分の 1 を乗じて得た額に 100 円未満の端数が生じたときは切り捨てた額となります。）

○購入金額 4 万円以上のもの 2 万円補助

### 廃品回収補助

**補助対象者** 資源の再利用及びごみの減量化を目的とした廃品回収を行った団体（P T A、子供会、スポーツ少年団、女性会、高齢者クラブ等）

※補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ

廃品回収補助金交付団体登録申請が必要です。

**補助金の額**

古紙	1 kg 当たり	5 円
古繊維	1 kg 当たり	3 円
有価びん	1 本 当たり	1 円
金属類	1 kg 当たり	2 円



問い合わせ先 市環境政策課環境保全係 ☎ 1060

# いさのおんがくたい 2010 ~音の冒険しませんか~

「いさのおんがくたい」とは、伊佐市文化会館で4月からスタートした、気軽に身近な音楽会（ミニコンサート）です。地元の若手演奏者が中心となって企画・構成・出演するコンサートを、子育て中の人や高齢者など、日ごろ音楽に触れる機会が少ない人にも、気軽に聴いて楽しんでいただけます。入場無料（有料公演もあります）で、未就学児も入場できますので、家族連れで「生の音」のよさを体験（冒険）してみませんか。

## ミニコンサート日程（8月～11月）

日時 8月7日（土）14時～  
場所 伊佐市文化会館小ホール  
出演者 大口南中学校吹奏楽部ほか  
主な内容 楽器演奏、歌

日時 8月22日（日）13時～  
場所 伊佐市文化会館大ホール  
指導者 鼓動塾代表 岩元努  
内容 夏休み特別体験企画

### 有料公演

「和太鼓をたたいてみよう」  
小・中学生及びその保護者を対象に和太鼓体験ができます。日常なかなか体験できない和太鼓の響きを、ぜひ体験してみませんか。

募集人数 10人程度  
募集期限 8月12日（木）  
参加費 1人500円  
申込先 文化スポーツ課 ☎6320

日時 9月25日（土）15時～  
場所 伊佐市文化会館小ホール  
出演者 邊田 幸香  
主な内容 ピアノ演奏、歌

日時 10月16日（土）14時～  
場所 伊佐市文化会館大ホール（青少年健全育成大会の中での開催です）  
出演者 二反田耕治  
主な内容 トランペット演奏

日時 10月23日（土）10時～  
場所 羽月保育園  
出演者 打楽衆バサラ  
主な内容 和太鼓  
「楽しくたたこう!! ドンドン」  
いさのおんがくたい初めての出前コンサートです。どなたでも入場できます。

日時 11月6日（土）14時～  
場所 伊佐市文化会館小ホール  
出演者 六龍太鼓  
内容 和太鼓演奏

日時 11月27日（土）14時～  
場所 伊佐市文化会館小ホール  
出演者 エミュ  
内容 ピアノ

※出演者及び開演時間は8月1日現在のものです、都合により変更になる場合があります。  
※各回の詳細な内容は、公演日の約3週間前にポスター・伊佐市ホームページ等で発表します。

## いさのおんがくたいでは、来年度の出演者を募集します。

若い演奏家を中心に、未就学児も入場を可能にして、演奏者がやりたいコンサートを企画します。（自薦、他薦を問いません。）

詳しくは、各演奏会の当日に説明いたしますので、ぜひ一度会場にお越しいただき、公演の様子等もごらんになった上で、スタッフに声をかけてください。

問い合わせ先 伊佐市文化会館

☎6320

# 平成22年度伊佐市職員採用試験



試験区分及び採用予定人員

一般行政Ⅰ（一般事務）若干名

（一般の事務または技術に従事）

一般行政Ⅰ（一般事務（障がい者））若干名

（一般の事務または技術に従事）

一般行政Ⅱ（土 木（障がい者含む））若干名

（専門的な技術または一般の事務に従事）

一般行政Ⅱ（保健師（障がい者含む））若干名

（専門的な技術または一般の事務に従事）

受験資格

採用後、伊佐市に定住する人で、次の試験区分ごとの要件を満たす人

※日本国籍を有しない人、地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は受験できません。

※伊佐市では、障がいの者の雇用をふまえて試験をしていきます。障害者手帳等の交付を受け、障害程度が1級から6級までに相当する人は、採用試験出願の際、障害者手帳等を持参し受付で提示してください。ただし、自力により

通勤でき、介護者なしに職務の遂行が可能な人、かつ、活字印刷文による出題に対応できる人に限ります。

一般行政Ⅰ（一般事務）

昭和58年4月2日から平成5年4月1日まで

に生まれた人で、高等学校卒業以上の学力を有する人（来年3月卒業見込みの人を含む。）

一般行政Ⅰ（一般事務（障がい者））

障害者手帳等の交付を受け、次の要件を満たす人。

昭和53年4月2日から平成5年4月1日まで

に生まれた人で、高等学校卒業以上の学力を有する人（来年3月卒業見込みの人を含む。）

一般行政Ⅱ（土 木（障がい者含む））

昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業以上の学力を有する人（来年3月卒業見込みの人を含む。）

一般行政Ⅱ（保健師（障がい者含む））

昭和50年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人（来春資格取得見込みの人を含む。）

試験日時

9月19日（日）8時30分から

試験会場

大口ふれあいセンター3階

多目的ホール

第1次試験

一般行政Ⅰ（一般事務）

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験

一般行政Ⅰ（一般事務（障がい者））

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験

一般行政Ⅱ（土 木（障がい者含む））

高等学校卒業程度の専門試験及び作文試験

一般行政Ⅱ（保健師（障がい者含む））

保健師に関する専門試験及び作文試験

※作文試験については、第2次選考時に採点します。

第2次試験

面接試験（第1次試験合格者のみ）

採用

最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、平成23年4月以降、必要に応じて採用されます。なお、名簿は原則として1年間有効です。

また、一般行政Ⅱ（土木）合格者は、採用後に水道技術管理者の資格を取得していただきます。

受験手続

受験申込書兼履歴書（上半身写真貼付）を受付期間内に市総務課職員係に提出（郵送の場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封）してください。

受験申込書兼履歴書は、市総務課にあります。

※詳細は、市のホームページに掲載してあります。

受付期間

8月2日（月）～20日（金）

8時30分～17時15分

問い合わせ先

市総務課職員係

☎ 131111112・1113

2010.08.01

## 父子家庭に児童扶養手当

認定申請は8月1日から11月30日までに！

8月から父子家庭にも児童扶養手当が支給されます。お早めに申請してください。

**対象者** ①8月1日現在で既に子どもを監護している父親

②今後、離婚等により子どもを引き取った父親

**支給要件** 次の子どもを父親が監護し、かつ、生計を同じくしていること

○父母が婚姻を解消した子ども

○母が死亡した子ども

○母が一定度の障害の状態にある子ども

○その他（母が1年以上遺棄している子どもなど）

**手当額**（月） **児童1人の場合** 全部支給：41,720円 一部支給：41,710円～9,850円

2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円加算

※子どもの数や所得に応じて全部・一部支給あるいは支給対象外となります。

所得制限や支給要件がありますので、申請方法など詳しくは福祉事務所子育て支援係にお問い合わせください。

問い合わせ先 市福祉事務所子育て支援係

☎1311 ☎1263



## がけ地近接等危険住宅移転事業について

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を促進する事業です。

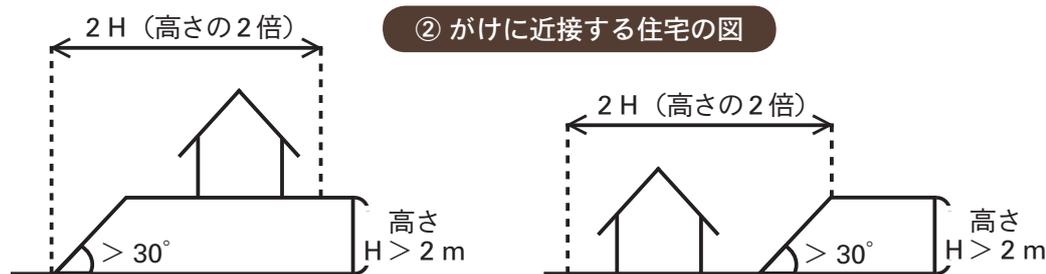
**対象住宅** 次のいずれかに該当する既存不適格住宅、もしくは特定行政庁の是正勧告を受けた住宅等

①急傾斜地崩壊危険区域内にある住宅

②高さ2mを超え、かつ傾斜30度を超えるがけに近接する住宅

（昭和46年8月31日以前に建築されたものに限る）

③県が指定した土砂災害警戒区域内にある住宅



**補助内容** ①住宅除去工事費に対する補助

②土地の取得・敷地の造成・住宅建設（購入）費のうち金融機関から融資を受けた場合の利息額に対する補助（年利率8.5%を限度とする）

**補助限度額**

除去等	建物助成費			合計
	住宅建設	土地購入	敷地造成	
78万円	444万円	206万円	58万円	786万円
実費補助	金融機関からの利息に対する補助 （年利率8.5%を限度）			

問い合わせ先 市建設課住宅係

☎1311 ☎2227